

府子本 9 1 2 号
2 9 初幼教第 1 1 号
子保発 1 1 1 0 第 1 号
子子発 1 1 1 0 第 1 号
子家発 1 1 1 0 第 1 号
平成 29 年 11 月 10 日

各 都 道 府 県 民 生 主 管 部 (局)
各 都 道 府 県 児 童 福 祉 主 管 部 (局)
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 部 (局)
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 都 道 府 県 認 定 こ ど も 園 担 当 部 (局) の長
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 民 生 主 管 部 (局)
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 児 童 福 祉 主 管 部 (局)
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 認 定 こ ど も 園 担 当 部 (局)

内 閣 府 子 ど も ・ 子 育 て 本 部
参 事 官 (子 ど も ・ 子 育 て 支 援 担 当)
(公 印 省 略)
内 閣 府 子 ど も ・ 子 育 て 本 部
参 事 官 (認 定 こ ど も 園 担 当)
(公 印 省 略)
文 部 科 学 省 初 等 中 等 教 育 局 幼 児 教 育 課 長
(公 印 省 略)
文 部 科 学 省 初 等 中 等 教 育 局 健 康 教 育 ・ 食 育 課 長
(公 印 省 略)
厚 生 労 働 省 子 ど も 家 庭 局 保 育 課 長
(公 印 省 略)
厚 生 労 働 省 子 ど も 家 庭 局 子 育 て 支 援 課 長
(公 印 省 略)
厚 生 労 働 省 子 ど も 家 庭 局 家 庭 福 祉 課 長
(公 印 省 略)

特定教育・保育施設等における事故の報告等について

子ども・子育て支援新制度においては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事

業者は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）に基づき、放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）に基づき、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村（特別区を含む。以下同じ。）、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされている。また、今般、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令 123 号。以下「改正省令」という。）が施行されたことに伴い、子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業及び認可外保育施設については、事故の発生及び再発防止に関する努力義務や事故が発生した場合における都道府県への報告義務が課されたところである。

特定教育・保育施設等において事故が発生した場合の対応について、「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」の中間とりまとめ（別紙参照）、「学校事故対応に関する指針」（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 文科初第 1785 号）及び今般の児童福祉法施行規則改正等を踏まえ、平成 29 年 11 月 10 日より下記の取扱いと整理したので、御了知の上、管内市町村及び施設・事業者に対する周知をお願いする。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

また、「特定教育・保育施設等における事故の報告について」（平成 27 年 2 月 16 日府政共生 96 号、26 初幼教第 30 号、雇児保発 0216 第 1 号）、「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における事故の報告等について」（平成 27 年 3 月 27 日雇児育発 0327 第 1 号）、「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）における事故の報告等について」（平成 27 年 3 月 27 日雇児職発 0327 第 1 号）及び「子育て短期支援事業における事故の報告等について」（平成 27 年 3 月 27 日雇児福発 0327 第 2 号）は本通知の施行に伴い廃止する。

記

1. 事故が発生した場合の報告について

特定教育・保育施設、幼稚園（特定教育・保育施設でないもの。）、特定地域型保育事業、延長保育事業及び放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）、学校事故対応に関する指針（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 文科初第 1785 号）及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）により、事故が発生した場合には速やかに指導監督権限をもつ自治体、子どもの家族等に連絡を行うこと。

また、子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（以下「ファミリー・サポート・センター事業」という。）及び認可外保育施設については、改正省令による改正後の児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）により、事故が発生した場合には事業に関する指導監督権限を持つ自治体への報告等を行うこと。

このうち重大事故については、事故の再発防止のための事後的な検証に資するよう、施設・事業者から報告を求めるとともに、2 から 7 までに定めるところにより、都道府県等を経由して国へ報告を行うこと。

2. 重大事故としての報告の対象となる施設・事業の範囲

- ・ 特定教育・保育施設
- ・ 幼稚園（特定教育・保育施設でないもの。）
- ・ 特定地域型保育事業
- ・ 延長保育事業、放課後児童クラブ、子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業
- ・ 認可外保育施設

3. 報告の対象となる重大事故の範囲

- ・ 死亡事故
- ・ 治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等（意識不明（人工呼吸器を付ける、I C Uに入る等）の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。）

4. 報告様式

- ・ 放課後児童クラブ 別紙 1 のとおり。
- ・ 子育て短期支援事業 別紙 2 のとおり。
- ・ ファミリー・サポート・センター事業 別紙 3 のとおり。
- ・ 上記以外 別紙 4 のとおり。

5. 報告期限（※別紙 5 参照）

国への第 1 報は原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）、第 2 報は原則 1 か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行うこと。また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、作成され次第報告すること。

6. 報告のルート（※別紙 5 参照）

- 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者、延長保育事業、放課後児童クラブ及びファミリー・サポート・センター事業

施設又は事業者から市町村へ報告を行い、市町村は都道府県へ報告すること。ま

た、都道府県は国へ報告を行うこと。

○ 幼稚園（特定教育・保育施設でないものに限る。）

施設から都道府県へ報告することとし、都道府県は国へ報告を行うこと。

○ 子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業

市町村からの委託等により事業を実施している事業者については、事業者から市町村へ報告を行うこと。市町村（指定都市、児童相談所設置市又は中核市を除く。）は都道府県へ報告し、都道府県（指定都市、児童相談所設置市又は中核市を含む。）は国へ報告を行うこと。

上記以外の場合には、事業者から都道府県（指定都市、児童相談所設置市又は中核市の区域内に所在する事業者については、当該指定都市、児童相談所設置市又は中核市）へ報告し、都道府県（指定都市、児童相談所設置市又は中核市を含む。）は国へ報告を行うこと。

○ 認可外保育施設

施設から都道府県（指定都市、児童相談所設置市又は中核市の区域内に所在する施設については、当該指定都市、児童相談所設置市又は中核市）へ報告し、都道府県（指定都市、児童相談所設置市又は中核市を含む。）は国へ報告を行うこと。また、都道府県はその内容を当該施設の所在地の市町村長に通知すること。

7. 国の報告先

（1）6により国へ報告を行うこととされている都道府県（指定都市、児童相談所設置市又は中核市を含む。）は、別紙1～4により、各施設・事業の所管省庁である内閣府、文部科学省又は厚生労働省へ報告すること。詳細な報告先については、以下を参照すること。

① 特定教育・保育施設等

- ・ 幼保連携型認定こども園及び企業主導型保育事業については内閣府
- ・ 幼稚園及び幼稚園型認定こども園については文部科学省
- ・ 特定教育・保育施設（認定こども園（幼保連携型・幼稚園型）及び幼稚園を除く。）、特定地域型保育事業及び認可外保育施設（企業主導型保育事業を行う施設を除く。）については厚生労働省

② 地域子ども・子育て支援事業

- ・ 幼保連携型認定こども園で実施する場合については内閣府
- ・ 幼稚園型認定こども園、幼稚園で実施する場合については文部科学省
- ・ それ以外の場合については厚生労働省

(幼保連携型認定こども園について)

内閣府 子ども・子育て本部

TEL : 03-5253-2111 (内線38445)

FAX : 03-3581-2808

E-mail : kodomokosodate1@cao.go.jp

(企業主導型保育事業について)

内閣府 子ども・子育て本部

TEL : 03-5253-2111 (内線38349)

FAX : 03-3581-2808

E-mail : kodomokosodate1@cao.go.jp

(幼稚園・幼稚園型認定こども園の教育活動中の事故について)

文部科学省 初等中等教育局 幼児教育課

TEL : 03-5253-4111 (内線3136)

FAX : 03-6734-3736

E-mail : youji@mext.go.jp

(幼稚園・幼稚園型認定こども園への通園中や園における製品に関する事故、
園の安全管理に関する事故について)

文部科学省 初等中等教育局 健康教育・食育課

TEL : 03-5253-4111 (内線2917)

FAX : 03-6734-3794

E-mail : anzen@mext.go.jp

(特定教育・保育施設(認定こども園(幼保連携型、幼稚園型)、幼稚園を除く。)、
地域型保育事業、一時預かり事業(認定こども園(幼保連携型、幼稚園型)又
は幼稚園で実施する場合を除く。)、病児保育事業(認定こども園(幼保連携型、
幼稚園型)又は幼稚園で実施する場合を除く。)、及び認可外保育施設(企業主
導型保育事業を行う施設を除く。))について)

厚生労働省 子ども家庭局 保育課

TEL : 03-5253-1111 (内線7947)

FAX : 03-3595-2674

E-mail : hoikuanzen@mhlw.go.jp

(放課後児童クラブ及びファミリー・サポート・センター事業について)

厚生労働省 子ども家庭局 子育て支援課

TEL : 03-5253-1111

(放課後児童クラブ 内線４８４７、
ファミリー・サポート・センター事業 内線４９６５)
FAX：０３－３５９５－２７４９
E-mail：clubsenmon@mhlw.go.jp(放課後児童クラブ)

(子育て短期支援事業について)
厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課 母子家庭等自立支援室
TEL：０３－５２５３－１１１１（内線４８８７）
FAX：０３－３５９５－２６６３
E-mail：bosijiritusien@mhlw.go.jp

- (２) 施設又は事業者から報告を受けた市町村又は都道府県は、都道府県又は国への報告とともに、別紙１～４により消費者庁消費者安全課に報告（消費者安全法に基づく通知）を行うこと。

(消費者安全法に基づく事故通知について)
消費者庁 消費者安全課
TEL：０３－３５０７－９２０１
FAX：０３－３５０７－９２９０
E-mail：i.syouhisya.anzen@caa.go.jp

８．公表等

都道府県・市町村は、報告のあった事故について、類似事故の再発防止のため、事案に応じて公表を行うとともに、事故が発生した要因や再発防止策等について、管内の施設・事業者等へ情報提供すること。併せて、再発防止策についての好事例は内閣府、文部科学省又は厚生労働省へそれぞれ情報提供すること。なお、公表等に当たっては、保護者の意向や個人情報保護の観点に十分に配慮すること。

また、６により報告された情報については、全体として内閣府において集約の上、事故の再発防止に資すると認められる情報について、公表するものとする。

【別添】

◎教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会中間取りまとめについて（平成 26 年 11 月 28 日）抜粋

- ・事故が発生した場合には、省令等に基づき施設・事業者から市町村又は都道府県に報告することとされており、適切な運用が必要である。

このうち重大事故については、事故の再発防止のための事後的な検証に資するよう、施設・事業者から報告を求めるとともに、都道府県を経由して国へ報告を求めることが必要である（なお、事後的な検証の対象範囲については、死亡・意識不明のケース以外は今後検討が必要）。

さらに、重大事故以外の事故についても、例えば医療機関を受診した負傷及び疾病も対象とし、市町村が幅広く事故情報について把握することが望ましいという意見もある。一方、自治体の限られた事務処理体制の中で、効果的・効率的な事故対応により質の確保を図るという観点も考慮すべきとの意見もある。これらの意見も踏まえ、重大事故以外の事故についても、一定の範囲においては自治体に把握されるべきという考え方を前提として、どこまでの範囲で施設・事業者から報告を求めべきかについては、各自治体の実情も踏まえ、適切な運用がなされるべきである。

放課後児童健全育成事業 事故報告様式 (Ver.2) *水色枠内はプルダウンメニューから選択してください 【別紙1】

事故報告日				報告回数			
自治体名				事業所名			
所在地				事業開始年月日			
設置者 (社名・法人名・自治体名等)				事業者			
登録児童数	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	計
放課後児童支援員等数		名		うち補助員数		名	
うち放課後児童支援員数		名					
クラブの実施場所		□学校の余裕教室・□学校敷地内専用施設・□児童館・□その他()					
建物その他の設備の規模および構造	専用区画	m ²	1人当たり	m ²	その他	m ²	合計
	建物の構造:			造			
発生時の体制		児童数	名	放課後児童支援員等数	名	うち放課後児童支援員数	名
事故発生日				事故発生時間帯			
児童の年齢	学年			利用開始年月日			
児童の性別				事故誘因			
事故の転帰				(負傷の場合)負傷状況			
(死亡の場合)死因				(負傷の場合)受傷部位			
病状・死因等 (既往歴)	【診断名】						
	【病状】						
	【既往症】					病院名	
特記事項 (事故と因子関係がある場合に、身長、体重、既往歴・持病・アレルギー、発育・発達状況、発生時の天候等を記載)							
発生場所							
発生時状況							
発生状況 (当日来所時からの健康状況、発生後の処置を含め、可能な限り詳細に記入。第1報においては可能な範囲で記入し、2報以降で修正すること)							
当該事故に特徴的な事項							
発生後の対応 (報道発表を行う(行った)場合にはその予定(実績)を含む)							

※ 第1報は赤枠内について報告してください。第1報は原則事故発生日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に行うとともに、状況の変化や必要に応じて追加報告してください。また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、でき次第報告してください。

※ 第2報報告に当たっては、記載内容について保護者の了解を得た後に、各自治体へ報告してください。

※ 記載欄は適宜広げて記載してください。

※ 直近の指導監査の状況報告を添付してください。

※ 発生時の状況図(写真等を含む。)を添付してください。なお、遊具等の器具により発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。

子育て短期支援事業 事故報告様式

平成 年 月 日 / 第 報			
実施自治体名	事業種別		ショートステイ ・ トワイライトステイ
事故が発生した事業種別	直営・委託の別		
実施施設名	実施施設の所在地		
設置主体	運営主体		
開設(認可)年月日	代表者名		
実施施設職員	名	うちショートステイ 保育士 名 従事者 児童指導員 名	
うちトワイライトステイ従事者	保育士 名 児童指導員 名	里親等への再委託の有無	有 ・ 無
事故対応マニュアルの状況	有 ・ 無	事故予防に関する研修の直近の実施日	
事故発生日時	時 分 頃		
子どもの年齢・性別	歳 か月 児	事業利用開始年月日～事業利用終了(予定)年月日	平成 年 月 日～平成 年 月 日
病状・死因等(既往症)	既往症： 病院名		
発生時の体制	児童 ○名	事業従事者 ※里親等へ再委託している場合は、里親等。	児童指導員 ○名
発生場所			
発見時の子どもの様子			
発生状況	時 間	内 容	
(当日の健康状況、発生後の処置を含め、可能な限り詳細に記入。なお、第1報においては、可能な範囲で記入。)			
当該事故に特徴的な事項			
発生後の対応(報道発表を行う(行った)場合にはその予定(実績)を含む。)			

※1 第1報は水色着色部分について報告してください。

※2 第1報は原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に行うとともに、状況の変化や必要に応じて追加報告してください。また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、でき次第報告してください。

※3 発生状況欄は適宜広げて記載してください。

※4 直近の指導監査の状況報告を添付してください。

※5 発生時の状況図(写真等を含む。)を添付してください。なお、遊具等の器具により発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。

【データベース掲載用】

事故の概要

※ 個人情報に配慮の上、事故の背景が見えるように概要を記載してください。

事故発生 の 要因分析

要因	分析	再発防止のための改善策
ソフト面 (マニュアル、研 修、職員配置等)		
ハード面 (施設、設備等)		
環境面 (預かり時の状況 等)		
人的面 (担当職員の状況)		
その他		

事故発生 の 要因分析に係る自治体コメント

--

※国に報告をする際に、施設・事業者の要因分析に加え、必要な事項等があれば記載してください。

事故報告様式送付先：厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室

(FAX：03-3595-2663 E-mail:bosijiritusien@mhlw.go.jp)

消費者庁消費者安全課

(FAX：03-3507-9290 E-mail:i.syouhisya.anzen@caa.go.jp)

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）事故報告様式

平成 年 月 日／第 報			
自治体名		運営方法 (委託又は補助の場合は 運営団体名)	直営・委託・補助 運営団体名：
所 在 地		開設年月日	年 月 日
設 置 者		代表者名	
電話連絡先		FAX連絡先	
会員数	依頼会員 名	提供会員 名	両方会員 名
事故対応 マニュアルの状況	有・無	安全・事故に関する研修の直 近の実施日	平成 年 月 日
事故発生日時		平成 年 月 日 時 分頃	
子どもの年齢・性別		歳 ヶ月 児	
ファミリー・サポート・センター 利用開始年月日		平成 年 月 日	
依頼内容			
病状・死因等 (既往症)			
	既往症：	病院名	
発生場所			
発見時の 子どもの様子			
発生状況	時 間	内 容	
(当日の健康状 況、発生後の処置 を含め、可能な限 り詳細に記入。な お、第1報におい ては、可能な範囲 で記入。)			
当該事故に 特徴的な事項			
発生後の対応 (報道発表を行う (行った) 場合に はその予定(実 績)を含む。)			

※1 第1報は水色着色部分について報告してください。

※2 第1報は原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）、第2報は原則1か月以内程度に行うとともに、状況の変化や必要に応じて追加報告してください。また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、でき次第報告してください。

※3 発生状況欄は適宜広げて記載してください。

※4 発生時の状況図（写真等を含む。）を添付してください。なお、遊具等の器具により発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。

事故の概要

※ 個人情報に配慮の上、事故の背景が見えるように概要を記載してください。

事故発生 の 要因分析

要因	分析	再発防止のための改善策
ソフト面 (マニュアル、研修等)		
ハード面 (預かり場所等)		
環境面 (活動時の状況等)		
人的面 (提供会員の状況)		
その他		

事故発生 の 要因分析に係る自治体コメント

※国に報告をする際に、事業者の要因分析に加え、必要な事項等があれば記載してください。

事故報告様式送付先：厚生労働省子ども家庭局保育課（子育て支援課）子育て援助活動支援係
（FAX：03－3595－2749）
消費者庁消費者安全課
（FAX：03－3507－9290 E-mail:i.syouhisya.anzen@caa.go.jp）

教育・保育施設等 事故報告様式 (Ver.2) *水色枠内はプルダウンメニューから選択してください【別紙4】

事故報告日				報告回数					
認可・認可外				施設・事業種別					
自治体名				施設名					
所在地				開設(認可)年月日					
設置者 (社名・法人名・自治体名等)				代表者名					
在籍子ども数		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳以上	学童	合計
教育・保育従事者数		名		うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士		名			
うち常勤教育・保育従事者		名		うち常勤保育教諭・幼稚園教諭・保育士		名			
保育室等の面積		乳児室	m ²	ほふく室	m ²	保育室	m ²	遊戯室	m ²
			m ²		m ²		m ²		m ²
発生時の体制		名		教育・保育従事者		名		うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士	
		名		名		名		名	
		名		名		名		名	
異年齢構成 の場合の内 訳		0歳	名	1歳	名	2歳	名	3歳	名
		4歳	名	5歳以上	名	学童	名		
事故発生日				事故発生時間帯					
子どもの年齢 (月齢)	所属クラス			入園・入所年月日					
子どもの性別				事故誘因					
事故の転帰				(負傷の場合)負傷状況					
(死亡の場合)死因				(負傷の場合)受傷部位					
病状・死因等 (既往歴)		【診断名】							
		【病状】							
		【既往症】		病院名					
特記事項 (事故と因子関係がある場合に、身長、体重、既往歴・持病・アレルギー、発育・発達状況、発生時の天候等を記載)									
発生場所									
発生時状況									
発生状況 (当日登園時からの健康状況、発生後の処置を含め、可能な限り詳細に記入。第1報においては可能な範囲で記入し、2報以降で修正すること)									
当該事故に 特徴的な事項									
発生後の対応 (報道発表を行う(行った)場合にはその予定(実績)を含む)									

※ 第1報は赤枠内について報告してください。第1報は原則事故発生日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に行うとともに、状況の変化や必要に応じて追加報告してください。また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、でき次第報告してください。

※ 第2報報告に当たっては、記載内容について保護者の了解を得た後に、各自治体へ報告してください。

※ 記載欄は適宜広げて記載してください。

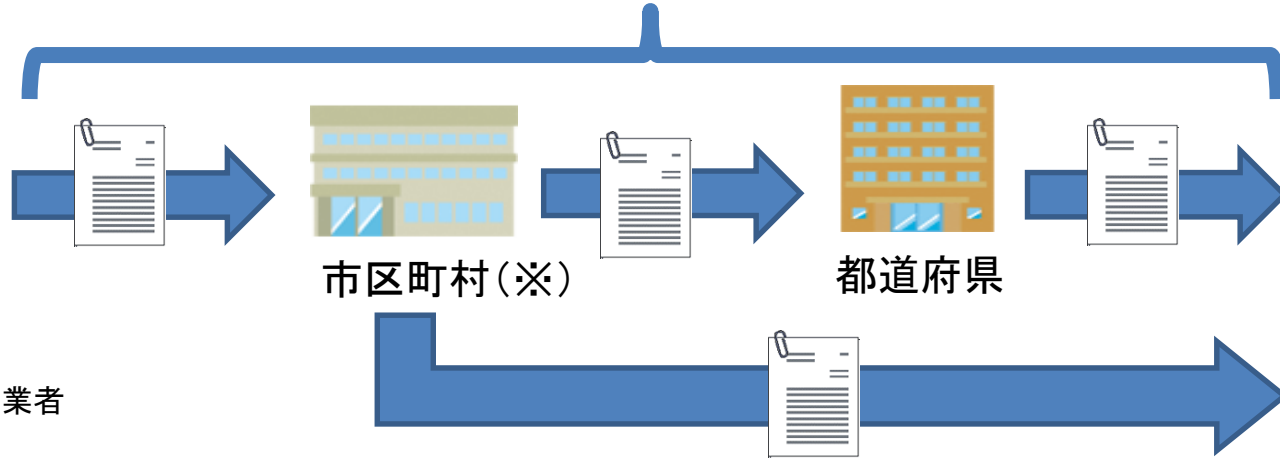
※ 直近の指導監査の状況報告を添付してください。

※ 発生時の状況図(写真等を含む。)を添付してください。なお、遊具等の器具により発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。

- ①第1報：原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）
②第2報：原則1ヶ月以内程度 等



特定教育・保育施設
特定地域型保育事業者
延長保育事業者
放課後児童クラブ
ファミリー・サポート・センター事業者



市区町村(※)

都道府県

内閣府・文部科学省・
厚生労働省



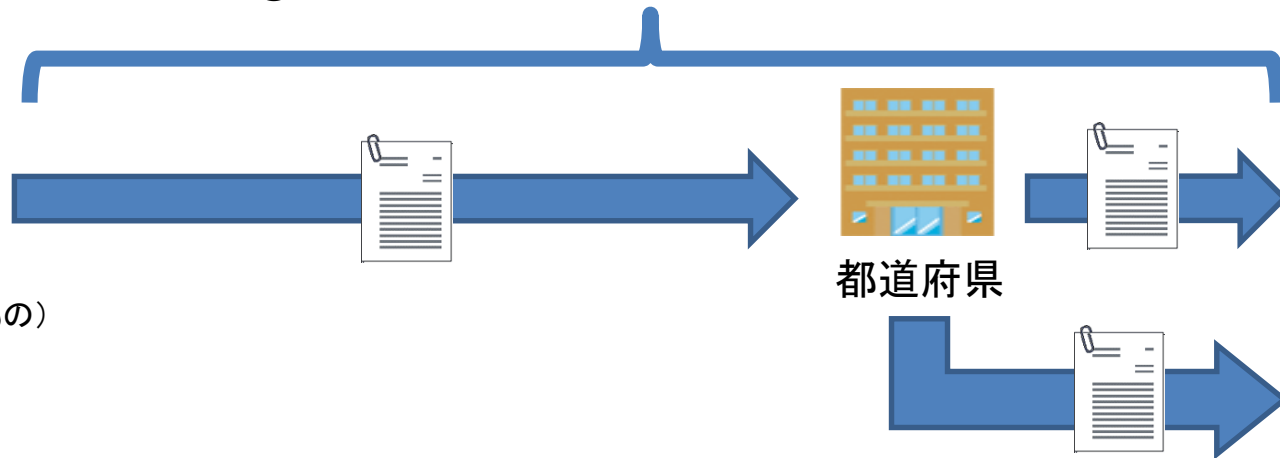
第1報：原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）

消費者庁

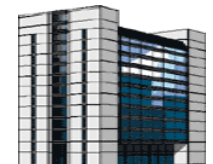
- ①第1報：原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）
②第2報：原則1ヶ月以内程度 等



幼稚園
(特定教育・保育施設でないもの)



都道府県



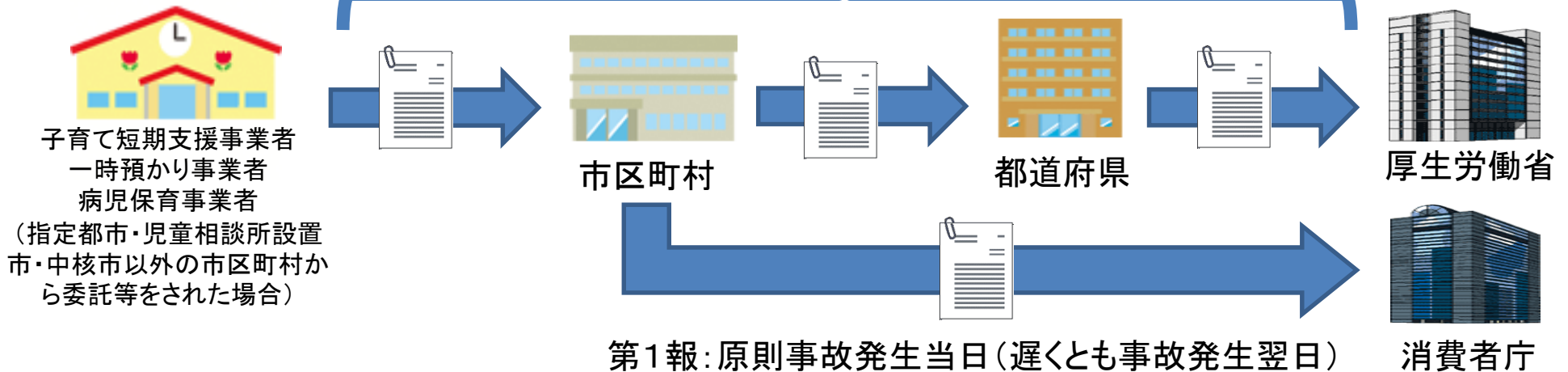
文部科学省



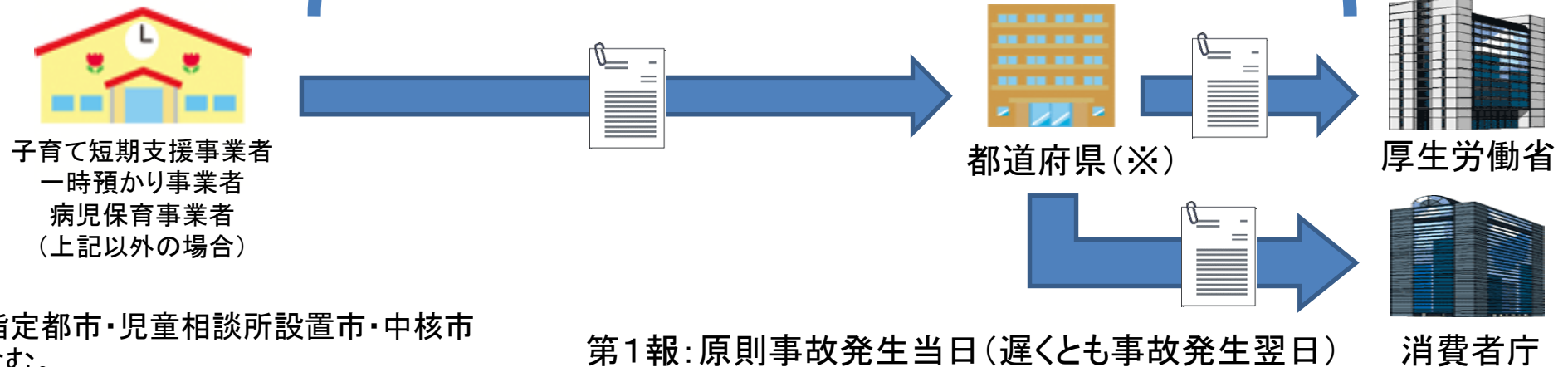
第1報：原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）

消費者庁

- ①第1報：原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）
- ②第2報：原則1ヶ月以内程度 等

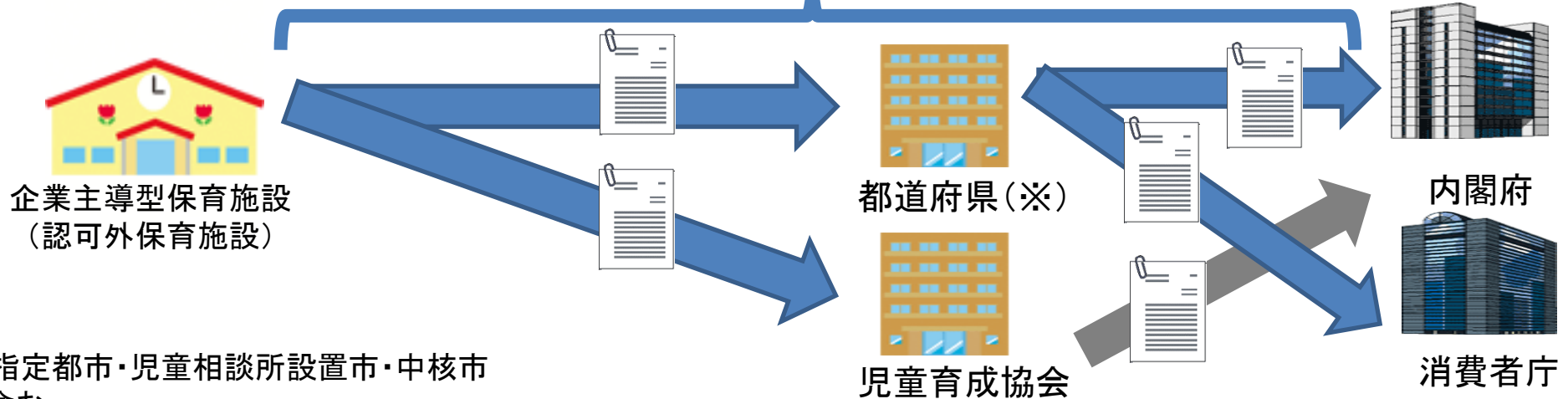


- ①第1報：原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）
- ②第2報：原則1ヶ月以内程度 等



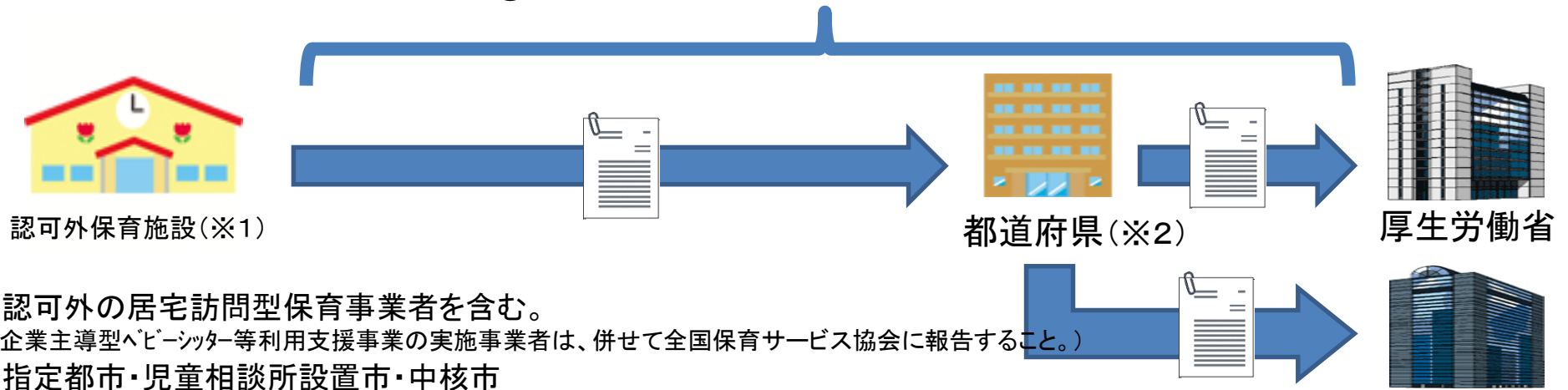
※指定都市・児童相談所設置市・中核市を含む。

- ①第1報：原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）
②第2報：原則1ヶ月以内程度 等



第1報：原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）

- ①第1報：原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）
②第2報：原則1ヶ月以内程度 等



※1認可外の居宅訪問型保育事業者を含む。

(企業主導型ベビーシッター等利用支援事業の実施事業者は、併せて全国保育サービス協会に報告すること。)

※2指定都市・児童相談所設置市・中核市を含む。

第1報：原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）